

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	出典	現状	目標値	目標値設定の考え方
① ポスト コロナ の創造 的な文 化芸術 活動の 推進	1-1	舞台芸術やメディア芸術などの分野において、文化芸術団体等の創造的な活動や文化芸術の担い手の確保・養成等を支援することで、 優れた文化芸術活動が展開されて人々が文化芸術に深く触れ、楽しむようになるなど 、文化芸術活動の活性化と、文化芸術水準の一層の向上を図る。	①第2期計画期間中において人材育成事業で実施した研修に参加した芸術家等の人数（(1)舞台芸術、(2)映画、(3)メディア芸術） ②(1)文化芸術活動基盤強化基金による支援を受け、当初計画通りに若手クリエイター等（育成対象者）を企画段階から登用・育成した割合 (2)文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）のうち、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参画などの件数 ③文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた文化施設1件あたりで、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭等からの招へい・出品などの依頼を受けた件数 ④ 優れた文化芸術活動・人材育成の進展状況（定性評価の観点） ⑤国民の鑑賞活動への参加割合（(1)舞台芸術、(2)映画） ⑥国民の鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合（メディア芸術） ⑦ライブ・エンタテインメント市場の成長率（参考指標） ⑧コンテンツ市場の成長率（参考指標） →文化施設の利用者数・稼働率 ○博物館等の入場者数・利用者数 ○劇場・音楽堂等の施設稼働率	①(1)次代の文化を創造する新進芸術家育成事業実績（R5年度より舞台芸術等総合支援事業に再編） (2)若手映画作家等の育成事業実績 (3)メディア芸術クリエイター育成支援事業、アニメーター人材育成事業実績 ②文化芸術活動基盤強化基金実績 ③-（定性評価の観点） ④文化に関する世論調査 ⑤文化に関する世論調査 ⑥びあ総研調査 ⑦ヒューマンメディア「日本と世界のメディアコンテンツ市場データベース」	① (1)舞台芸術 2019年8,712名、2022年5,132名 (2)映画 2019年56名、2022年54名 (3)メディア芸術 2019年29名、2022年35名 ②(1)- (2)- (3)- ③-（定性評価の観点） ④(1)舞台芸術 2019年37.4%、2022年25.4% (2)映画 2019年40.4%（メディアアート含む）、2022年30.7% ⑤2019年2.3%、2022年1.6% ⑥2019年6,295億円、2022年5,652億円 ⑦2019年13.8兆円、2022年14.7兆円	①2023年から2027年まで (1)舞台芸術40,000名 (2)映画250名 (3)メディア芸術270名 ②(1)2025年度90% (2)2027年度20件 (3)2027年度支援した文化施設1件あたり3件 ③文化芸術団体等による創造的な活動が行われるとともに、次代を担う創造性豊かな芸術家等が育成される（定性評価の観点） ④(1)舞台芸術2027年 40.0% 33.0% (2)映画2027年 43.0% 35.0% ⑤2027年 2.8% 2.6% ⑥参考指標につき目標値の設定なし 2027年に2023年度比4%増加 ⑦参考指標につき目標値の設定なし 2027年に2023年度比5%増加	①(1)2020～2022年の舞台芸術の育成事業の研修参加人数の平均値（8,003名）に計画期間である5年をかけた40,015名を参考数値として、目標値を40,000名に設定。 (2)2020～2022年の若手映画作家等の育成事業の研修参加人数の平均値（50名）に計画期間である5年をかけた250名を目標値として設定。 (3)2021～2023のメディア芸術クリエイター育成支援事業とアニメーション人材育成事業の研修参加人数の平均値（54名）に計画期間である5年をかけた270名を目標として設定。 ②(1)海外情勢などのやむを得ない事情による計画変更を想定し、目標値を90%に設定。 (2)クリエイター等に関する支援予定件数28件のうち、70%にあたる20件を目標として設定。 (3)文化芸術活動基盤強化基金における文化施設への支援予定件数が16件、支援施設がそれぞれ3件程度の招へい・出品依頼を受けられるようになることを目指す。 ③-（定性評価の観点） ④(1)コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前（2019年）を上回る水準まで伸ばす。 (2)コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前（2019年）を上回る水準まで伸ばす。 ⑤2019年～2022年の最高値を上回る水準まで伸ばす。 ⑥参考指標につき設定しない。 ⑦参考指標につき設定しない。
	1-2	団体・芸術家等における取引の適正化や就業環境の改善など活動基盤を強化することにより、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現を目指す。また、文化芸術団体の自律的な運営や資金調達方法の多様化を促進することにより、我が国の文化芸術の持続可能な発展を図る。□	①事業環境改善を実感する芸術家等の割合 ② 芸術家等が安心・安全に活動できるための取組の進展状況（定性評価の観点） ③「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」における支援事業／団体の運営改善の実現（2023年比較の自己収入の増加率） ④国民の文化活動への寄付活動を行う割合	①芸術家等を対象とする独自アンケート調査 ②-（定性評価の観点） ③文化庁文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業対象団体への調査 ④文化に関する世論調査	①2021年20% ②-（定性評価の観点） ③2023年- ④2020-22年度の平均3.9%	①2027年50% ②芸術家等が安心・安全に活動できるための取組が進み、芸術家等の事業環境の改善につながっている（定性評価の観点） ③2027年150%（2023年比） ④2025-2027年度の平均 5.5%	①2021年度が20%という低水準であることを踏まえ、まずは過半数越えを目標としたもの。 ②-（定性評価の観点） ③5年で150%増というのは高い目標であるものの、「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」の事業の性質上、伴走型支援をはじめとして短期間で重点的に支援を行う事業であることから、設定している。 ④本指標の数値にふるさと納税は算入されていないところ、コロナ禍以前はふるさと納税を含む数値で5.2%（令和元年）であったことを踏まえ、ふるさと納税を含まない形にした上で、コロナ禍以前と同等の水準まで（単年度だけでなく）平均的に達することを目標にしている。
② 文化資 源の保 存と活 用の一 層の促 進	2-1	「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進等により、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、修理技術者等の養成・確保、適正周期で修理するための事業規模の確保を図り、文化財の保存と活用の好循環を構築する。	①文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料であって生産支援が必要とされたもののうち、支援等により生産が継続または改善された分野数 ②選定保存技術保持者・保存団体を実施する研修の参加人数 ③適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数） ④国指定等文化財を活用したコンテンツの実施件数	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ ④国指定等文化財を活用した体験プログラムの実施件数	①2020年2分野、2021年5分野、2022年13分野 ②2019年約1900人、2022年約2,500人 ③2019年90.0%、2022年93.5% ④2019年11件 2020年24件 2021年19件 2022年6件	①2027年30分野 ②2027年約3,500人 ③2027年95% ④2027年50件	①「文化財の匠プロジェクト」において、生産支援分野について「令和3年5分野→令和8年25分野」を目標として設定しているように、当面の間は一年度あたり5分野程度について支援し、安定供給を図っていくことが望ましいため、2027年度（令和9年度）は30分野とした。 ②「文化財の匠プロジェクト」において、選定保存技術保持者団体について「令和3年37団体→令和8年47団体」を目標としており、団体数ベースで5年間で1.4倍弱を目指している。一方、令和3年度時点で各団体での研修参加人数は約2,373人となっていることから、令和9年度の研修参加人数目標値は、1団体当たりの研修参加人数の増加を考慮し、約3,500人とした。 ③適正周期による文化財の保存修理の実現に向け、現状も踏まえ高い水準を維持する。 ④2024年度から実施する「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」により国指定等文化財を活用して体験プログラムが実施された件数累積について、これまでの類似事業の実績に照らし、同様の件数を目標とした。
	2-2	我が国の文化遺産について、ユネスコ世界遺産一覧表及び人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載を推進するとともに、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進することで、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。	①世界文化遺産登録件数 ②ユネスコ無形文化遺産の登録件数 ③ 文化遺産国際協力における事業の実施件数 ④文化遺産国際協力に係る事業で実施した研修の受講者の満足度	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ ④文化庁調べ	①2019年18件、2022年20件 ②2019年20件、2022年22件 ③2019年～2023年平均13件 ④2022年90%	①2027年23件 ②2027年24件 ③2027年13件 ④2027年95%	①各国の推薦は年1件と上限が決まっており、諮問機関による事前評価を受けてから推薦する仕組みも導入されたことから、2年に1件の登録を目標とした。 ②無形文化遺産保護条約の締約国増加に伴い各国からの提案書が増加する中、ユネスコの審査キャパシティの制約から、登録の審査が実質2年に1件となっていることから、2年に1件の登録を目標とした。 ③2019年-2023年の実施件数が年間平均13件であることからその数値を維持し、トータルの実施件数を着実に増やしていく。 ④現状の満足度（90%）からの向上をはかるべく、95%を目標とした。
	2-3	次世代に継承すべき重要な国民の財産としての文化財について、防火・防災対策を充実させることにより、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等を次世代に確実に継承する。	①世界遺産・国宝の防火対策の進捗率 ②世界遺産・国宝等の耐震対策の着手率 ③ 適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数） ※今後、政府における「国土強靱化実施中期計画」の策定にあわせて、適切な目標を追加	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③文化庁調べ	①2020年11%、2021年26%、2022年36% ②2020年11%、2021年18%、2022年35% ③2019年90.0%、2022年93.5%	①2027年100% ②2027年 70% 100% ③2027年95%	①国土強靱化5か年加速の中長期目標と整合した指標を設定。 ②国土強靱化5か年加速の中長期目標と整合した指標を設定。前回数値が誤っていたため訂正。 ③適正周期による文化財の保存修理の実現に向け、現状も踏まえ高い水準を維持する。

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	主な達成手段（インプット）	達成手段が目標の達成にどのように貢献するか（インプット－アウトプット－アウトカムの関係）
① ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	1-1	舞台芸術やメディア芸術などの分野において、文化芸術団体等の創造的な活動や文化芸術の担い手の確保・養成等を支援することで、 優れた文化芸術活動が展開されて人々が文化芸術に深く触れ、楽しむようになるなど 、文化芸術活動の活性化と、文化芸術水準の一層の向上を図る。	①第2期計画期間中において人材育成事業で実施した研修に参加した芸術家等の人数（(1)舞台芸術、(2)映画、(3)メディア芸術） ②(1)文化芸術活動基盤強化基金による支援を受け、当初計画通りに若手クリエイター等（育成対象者）を企画段階から登用・育成した割合 (2)文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）のうち、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参画などの件数 (3)文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた文化施設1件あたりで、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭等からの招へい出品などの依頼を受けた件数 ③優れた文化芸術活動・人材育成の進展状況（定性評価の観点） ④国民の鑑賞活動への参加割合（(1)舞台芸術、(2)映画） ⑤国民の鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合（メディア芸術） ⑥ライブ・エンタテインメント市場の成長率（参考指標） ⑦コンテンツ市場の成長率（参考指標） →文化施設の利用者数・稼働率 ○博物館等の入場者数・利用率 ○劇場・音楽堂等の施設稼働率	舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） 日本映画の創造・振興プラン（レビュー番号 0412） メディア芸術の創造・発信プラン（レビュー番号 0413） クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（レビュー番号：新23-00522）	・「舞台芸術等総合支援事業」では、文化芸術団体等による創造活動や若手芸術家・スタッフ等を対象とした、公演・ワークショップ・研修会等の実施を支援する。これらにより、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等を育成するとともに、文化芸術活動の芸術性・創造性の向上を図る。（指標：①(1)、③、④(1)） ・「日本映画の創造・振興プラン」では、映画の製作活動を支援するとともに、若手映画作家等が技術・知識を修得できる機会の提供や、学生等が製作現場で実践的なインターンシップができる機会の提供を行い、優秀な映画作家やスタッフを育成している。これらにより、より多くの優れた日本映画が製作され、多様な作品が公開・鑑賞されることで、我が国の映画文化の一層の振興・発展が図られる。（指標：①(2)、③、④(2)） ・「メディア芸術の創造・発信プラン」では、メディア芸術の若手クリエイターに対する創作支援や、アニメーション制作会社に対しOJTや教育養成プログラムの提供を行うことで、優れた人材を育成する。それにより、質の高い作品がより多く制作され、作品が国内外で幅広く親しまれる。（指標：①(3)、③、⑤） ・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・交渉・発表・海外展開までの一体的な活動を通じた育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されるとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上が図られる。（指標：②(1)(2)(3)、③）
	1-2	団体・芸術家等における取引の適正化や就業環境の改善など活動基盤を強化することにより、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現を目指す。また、文化芸術団体の自律的な運営や資金調達方法の多様化を促進することにより、我が国の文化芸術の持続可能な発展を図る。□	①事業環境改善を実感する芸術家等の割合 ②芸術家等が安心・安全に活動できるための取組の進展状況（定性評価の観点） ③「文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業」における支援事業／団体の運営改善の実現（2023年比較の自己収入の増加率） ④国民の文化活動への寄附活動を行う割合	芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出（レビュー番号：0442） 文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448） 寄附税制の活用促進等	・「芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出」では、適正な契約関係構築の促進など活動基盤強化のための取組を推進することで芸術家等が文化芸術活動において個別の課題を解決したり適正な契約関係構築のための知識を習得したりすることにつながり、さらに芸術家等における事業環境改善の実感につながること、芸術家等が創造性を豊かに発揮し、安心・安全に活動を継続できる環境の実現に資する。（指標：①、②） ・「文化芸術エコシステムの形成促進」では、事業運営コンサルティングや実証事業を実施することで支援事業の自律的運営の推進につながり、さらに支援事業のスキーム化の達成につながること、我が国の文化芸術の持続可能な発展に資する。（指標：③） ・「寄附税制の活用促進等」は、寄附に関する税制優遇措置等の周知等を実施することにより、寄附活動の増加につながり、国民の文化活動の充実や文化芸術の自律的・持続的な発展に貢献する。（指標：④）
② 文化資源の保存と活用の一層の促進	2-1	「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進等により、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、修理技術者等の養成・確保、適正周期で修理するための事業規模の確保を図り、文化財の保存と活用的好循環を構築する。	①文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料であって生産支援が必要とされたもののうち、支援等により生産が継続または改善された分野数 ②選定保存技術保持者・保存団体等が実施する研修の参加人数 ③適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数） ④国指定等文化財を活用したコンテンツの実施件数	●文化財保護対策の検討等（レビュー番号 0428） ●国宝・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435） Living History（生きた歴史体感プログラム）事業（国際観光旅客税財源）（レビュー番号 国交省293） ※ ●：「文化財の匠プロジェクト」に関連する達成手段	・「文化財保護対策の検討等」では、用具・原材料の生産者が行う管理業務や後継者育成、普及・啓発等を支援することで、広く文化財修理に必要な不可欠な用具・原材料に対する興味関心を呼び起こしながら、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保に資する。（指標：①） ・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、選定保存技術保持者・保存団体等が実施する研修等を支援することで、後継者の確保等技術継承の基盤が整備され、文化財の保存・継承のための修理技術者等の養成・確保に資する。（指標：②） ・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、民俗芸能等）については伝承者養成や記録作成等に対しての国庫補助を実施することで、文化財の適切な保存活用に必要な修復等が実施され、文化財の保存と活用的好循環の構築に資する。（指標：③） ・「Living History（生きた歴史体感プログラム）事業（国際観光旅客税財源）」では、国指定・選定文化財を核として、文化財建造物や史跡等の付加価値を高め、収益の増加等の好循環を創出するための取組への支援や、魅力向上につながる一体的な整備の他、公開活用のためのコンテンツの作成等を実施することで、訪日外国人旅行者数の増加や訪日外国人旅行者の満足度向上につながり、さらには訪日外国人旅行者の滞在期間の長期化やリピーター増、地域活性化につながることで、文化財の保存と活用的好循環の構築に資する。（指標：④）
	2-2	我が国の文化遺産について、ユネスコ世界遺産一覧表及び人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載を推進するとともに、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進することで、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。	①世界文化遺産登録件数 ②ユネスコ無形文化遺産の登録件数 ③文化遺産国際協力における事業の実施件数 ④文化遺産国際協力に係る事業で実施した研修の受講者の満足度	世界遺産普及活用・推薦のための事業推進（レビュー番号 0430） 文化財の国際協力の推進（レビュー番号 0438）	・「世界遺産普及活用・推薦のための事業推進」では、世界遺産委員会や国際専門家会合へ積極的に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行うことで、世界遺産登録の推進及び登録後の保存管理に関する最新の動向や他国の類似資産の好事例等の習得につなげる。そのことが、我が国の推薦案件の確実な世界遺産登録に繋がるとともに、既登録遺産の持続可能な保存・活用の実現に資する。（指標：①） ・「文化財の国際協力の推進」では、無形文化遺産保護条約政府間委員会に積極的に出席し情報収集、審査傾向の分析等を行うことで、無形文化遺産登録の推進及び登録後の保存管理に関する最新の動向や他国の類似資産の好事例等の習得につなげる。そのことが、我が国の提案案件の確実な無形文化遺産登録に繋がるとともに、既登録遺産の持続可能な保存・活用の実現に資する。（指標：②） ・「文化財の国際協力の推進」では、我が国がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に係る高度な知識・技術・経験を活用し、海外の文化遺産保護の拠点となる機関との連携による保存修復事業を実施することで、相手国の専門家の育成や我が国の知見を生かした文化遺産国際協力の推進に繋がるとともに、我が国の国際的地位の向上や人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献する。（指標：③④）
	2-3	次世代に継承すべき重要な国民の財産としての文化財について、防火・防災対策を充実させることにより、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保を図る。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、史跡名勝天然記念物等を次世代に確実に継承する。	①世界遺産・国宝の防火対策の進捗率 ②世界遺産・国宝等の耐震対策の着手率 ③適切な保存活用を図るために保存修復が必要な国指定等文化財のうち、保存修復が実施される割合（修復実施件数÷修復必要件数） ※今後、政府における「国土強靱化実施中期計画」の策定にあわせて、適切な目標を追加	国宝・重要文化財等の保存整備等（レビュー番号 0435）	・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、国指定等の有形の文化財（建造物、美術工芸品、民俗文化財等）の保存修理、防災施設の設置等に対して国庫補助を実施することで、文化財の防火・防災対策を充実することができ、火災や震災等による滅失・毀損の防止と人的安全性の確保が図られ、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（指標：①②） ・「国宝・重要文化財等の保存整備等」では、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区の修理・修景、史跡名勝天然記念物の公開・活用整備等に係る整備に対して国庫補助を実施することで、これらの保存・活用が推進され、貴重な国民的財産である文化財の次世代への継承に資する。（指標：③）

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	出典	現状	目標値	目標値設定の考え方
③ 次代を担う子供たちの育成 文化芸術を通じた	3-1	将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親むることができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。	① 1年間に子供を対象にした文化芸術鑑賞機会及び体験機会のどちらも行なった学校の割合 ② 過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合 （(1)もう一度文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供の割合） （(2)自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供の割合） ③文化芸術活動を通して、児童・生徒への効果として「より豊かな創造性や感性が育まれる」と回答した教員 ④ 休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合 ⑤ 子供の文化芸術活動の参加率（(1)直接鑑賞、(2)鑑賞以外の文化芸術活動）鑑賞を契機として3か月以内に舞台芸術活動（出演・習い事、体験活動への参加等）を始めた割合（※文化庁事業「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」参加者を対象）	①②③文化芸術による子供育成推進事業に関する調査研究 ④文化庁調べ ⑤文化に関する世論調査	①2019年21.3%、2022年14.7% ②(1)2019年-%(※)、2022年61.8% (2)2019年-%(※)、2022年54.7% (※2022年度よりアンケート調査開始) ③2019年89.6%、2022年78.9% ④2023年6月38% ⑤(1)2019年75.7%、2022年63.8% (2)2019年35.0%、2022年30.4%	①2027年30% ②(1)2027年80% (2)2027年75% ③2027年80% ④2026年度までに100% ⑤(1)2027年80% (2)2027年40%	①コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前（2019年）を上回る水準まで伸ばす。 ②文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、「もう一度文化芸術を見たり、聞いたりしたい」、「自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたい」と回答した割合を、2022年度現在で文化芸術の鑑賞・体験機会に関わらず同様の回答をした子供の割合と同水準にまで伸ばす。 ③高い水準を維持する。 ④2022年12月に策定したガイドラインにおいて、2023年度から3年間を改革推進期間と位置づけて取組を推進しているため。 ⑤コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前（2019年）を上回る水準まで伸ばす。
④ 文化多様性を尊重した	4-1	共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが生涯を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境づくりを目指す。	① 障害者による文化芸術の活動割合（文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合） ② 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した都道府県数	① 障害者の文化芸術活動の実施状況調査（文化庁委託事業） ② 地方における文化行政の状況について（文化庁）	①（直接鑑賞）2018年42.6%、2020年26.4% （鑑賞以外）2018年16.3%、2020年11.2% ②2020年11、2022年31	①2025年度までに新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける以前の活動状況に回復、27年度までに更なる向上 ②2027年47	①約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける以前の活動状況への回復を図るとともに、更なる向上を目指す。 ②全都道府県で策定されることを目指す。
	4-2	国語を改善しそれを普及していくとともに、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を目指す。 日本語教育の水準の維持向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備を目指す。	① 日常の言葉遣いや話し方、文章の書き方など国語について関心がある者の割合 ② 在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合 ③ 日本語教室がある市区町村の割合	① 国語に関する世論調査（文化庁） ② 在留外国人統計（出入国在留管理庁）、日本語教育実態調査（文化庁） ③ 日本語教育実態調査（文化庁）	①2019年76.2%、2022年81.8% ②2019年9.5%、2022年7.1% ③2019年50.5%、2022年55.9%	①2027年85% ②2027年10.0% ③2026年60%	①国語について関心のある者の割合は、1992年度調査の72.9%から2021年度調査の81.8%に上昇している。2024年度以降、ローマ字や外来語に関する国語施策の検討や国語に関するウェブサイトの充実など、文化庁は引き続き国語の改善及びその普及に取り組むことから、2027年度までに更なる国民の関心の高まりを目指す。 ②コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前（2019年）を上回る水準まで伸ばす。 ③外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議令和5年6月9日一部変更）における、「日本語教室空白地域解消推進事業による日本語学習機会の提供」の施策の工程表を踏まえて設定。
⑤ 文化芸術のグローバル展開の加速	5-1	世界の目線や潮流を踏まえた文化芸術のグローバル展開や海外での発信を戦略的に推進するとともに、文化面での国際交流の充実を図る。	①文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）のうち、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参画などの件数 ②国際的なアートフェアにおける日本のギャラリーの出展数（アートバーゼル） ③ARTFACTアーティストトップ100にランクインした日本出身アーティスト数 ④日本と諸外国との文化交流が、両国の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながると回答する者の割合 ⑤国際文化交流の充実（定性評価の観点）	①文化芸術活動基盤強化基金実績 ②アートバーゼル出展者リスト ③ArtFacts Artist Ranking ④文化に関する世論調査 ⑤-（定性評価の観点）	①- ②2018～2023年：(例年変わらず) 3件 ③2022年4名、2023年3名 ④2019年49.7% 2022年36.3% ⑤-（定性評価の観点）	①2027年 20件 ②2027年 5件 ③2027年 5名 ④2027年50% ⑤様々な国や地域との国際文化交流が行われている（定性評価の観点）	①クリエイター等に関する支援予定件数28件のうち、70%にあたる20件を目標として設定。 ②ここ数年出展数が3件に留まっているところ、この数を増やすことを目標として設定 ③ここ数年トップ10に3～4名がランクインしているところ、この数を増やすことを目標として設定 ④文化芸術推進基本計画（第1期）の目標値を踏襲する。 ⑤-（定性評価の観点）
	5-2	我が国が国際的に文化芸術面で影響力・訴求力のある、世界に開かれた文化芸術の拠点となること、我が国の有する文化芸術の国際発信の強化、インバウンド誘致の促進を目指す。	①新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出（定性評価の観点） ②国際的なアート市場に占める我が国市場規模の国・地域別順位 ③日本博への訪日外国人参加者数	①-（定性評価の観点） ②Art Market Report（Art Basel & UBS） ③各事業者別実績報告書	①-（定性評価の観点） ②2021年以前はランク外（others内）、2022年8位 ③2022年約10.2万人	①新進芸術家の海外研修制度を活用した芸術家等が海外コンクールで受賞するなど国内外で活躍している（定性評価の観点） ②2025年7位 ③2025年約31万人	①-（定性評価の観点） ②厳密な金額を把握することは現段階では困難であり、相対的な順位を1つ上げることが指標化（為替の影響も含めて概算で百～数百億円程度の増額が必要となる見込み） ③万博本番年においては、全国展開するプロジェクトを拡充し、2022年度実績数の約3倍となる参加者数を目指す。

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	主な達成手段（インプット）	達成手段が目標の達成にどのように貢献するか（インプット－アウトプット－アウトカムの関係）
③ 次代を担う子供たちの育成 文化芸術を通じた育成	3-1	将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、子供たちの豊かな心や文化的な伝統を尊重する心の育成を図る。	① 1年間に子供を対象にした文化芸術鑑賞機会及び体験機会のどちらも行なった学校の割合 ② 過去に、文化芸術の鑑賞・体験機会がない子供たちが、学校等での鑑賞・体験事業を通じて、文化芸術への興味関心を持った割合 （(1)もう一度文化芸術を見たり、聞いたりしたいと考える子供の割合） （(2)自分で楽器を弾いたり、歌ったり、絵を描いたり、演じたり、踊ったりしてみたいと考える子供の割合） ③ 文化芸術活動を通して、児童・生徒への効果として「より豊かな創造性や感性が育まれる」と回答した教員 ④ 休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合 ⑤ 子供の文化芸術活動の参加率（(1)直接鑑賞、(2)鑑賞以外の文化芸術活動） 鑑賞を契機として3か月以内に舞台芸術活動（出演・習い事、体験活動への参加等）を始めた割合（※文化庁事業「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」参加者を対象）	劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業（レビュー番号：0408） 新進芸術家等の人材育成（レビュー番号 0414） 舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447） 文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議 伝統文化親子教室事業（レビュー番号：0424）	・「新進芸術家等の人材育成」及び「舞台芸術等総合支援事業」では、学校に文化芸術団体や芸術家を派遣して公演やワークショップを行うことで、子供たちが質の高い文化芸術の鑑賞・体験する機会を提供している。そのことで、子供たちの文化芸術への親しみが醸成され、豊かな人間性の涵養や、将来の芸術家や観客層の育成に資する。（指標：①②③⑤） ・「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」では、文化芸術教育の実態把握と、充実・改善に向けた施策の方向性を検討し、学校における文化芸術教育の充実を図ることで、子供たちが文化芸術に親しみ、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むことに資する。（指標：①②③） ・「劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業」において、子供たちが本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供する事で、実演芸術に親しむ環境づくりを推進する。そのことが、将来の文化芸術の担い手や観客となる子供の文化芸術鑑賞経験の向上につながり、子供の豊かな創造性や感性の育成に資する。（指標：⑤） ・伝統文化親子教室事業では、伝統文化等に関する活動を行う団体等が子供たちに伝統文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる体験機会を提供する取組に対して活動支援を行うことで、教室に参加した子供の伝統文化に対する意識が肯定的に変化することにつながり、さらに親子教室に参加した子供が継続的に伝統文化等に携わることで、子供たちの豊かな人間性の涵養や文化的な伝統を尊重する心の育成に資する。（指標：⑤） ・「新進芸術家等の人材育成」では、部活動の地域移行等に向けた実証事業を実施することで、地域の実情に応じた取り組み事例を創出するとともに、その普及に努める。それにより、地域の実情に応じた地域連携・地域移行等に取り組み自治体が増え、子供たちが文化芸術に継続して親しむことのできる機会を確保する。（指標：④）
④ 多様な文化芸術の尊重 文化芸術の振興した	4-1	共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが生涯を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境づくりを目指す。	① 障害者による文化芸術の活動割合（文化芸術を直接鑑賞した障害者の割合、鑑賞以外の文化芸術を実施した障害者の割合） ② 障害者による文化芸術活動の推進に関する計画等を策定した都道府県数	我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信（障害者等による文化芸術活動推進事業）（レビュー番号0403）	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「文化芸術基本法」や、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」、「文化芸術推進基本計画（第2期）」に基づく施策を国として着実に推進するため、「障害者等による文化芸術活動推進事業」を実施し、文化芸術団体等が実施する障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保に係る先導的・試行的な取組を支援する。更には、支援人材の育成等に取り組むことで、先導的・試行的な取組の成果を基にした横断的な課題解決を図るなど、文化施設、文化芸術団体、地方自治体等における取組を促進する。これにより、共生社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず、誰もが障害を通じて、あらゆる地域で文化芸術に親しみ、その豊かさを享受できる環境を形成する。（指標：①②）
	4-2	国語を改善しそれを普及していくとともに、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を目指す。 日本語教育の水準の維持向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備を目指す。	① 日常の言葉遣いや話し方、文章の書き方など国語について関心がある者の割合 ② 在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合 ③ 日本語教室がある市区町村の割合	国語施策の充実（レビュー番号：0422） 外国人に対する日本語教育の推進（レビュー番号：0423） 日本語教育人材の養成・研修プログラム等の活用・普及 日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員資格制度の運用	・「国語施策の充実」では、国語の改善という観点から文化審議会国語分科会において検討された表記等に関するよりどころについて、教育関係者等を対象とした協議会やウェブサイトをはじめとする各種の方法で周知・普及することにより、社会生活における言語コミュニケーションがより円滑に行われるようにする。また、国語に関する実態並びに人々の意識及び理解の現状を調査し、その結果を国語の改善に生かすとともに、広く一般に知らせることで国民の興味・関心を喚起する。これらによって、社会全体として国語力の重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく状態を実現する。（指標：①） ・「外国人に対する日本語教育の推進」では、地方公共団体が有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を推進する。また、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示す日本語教育人材の教育内容に基づく養成・研修を実施することにより、日本語教育人材の資質・能力の向上を図る。これらの取組により、外国人が日本で生活に必要な日本語を習得する体制の整備を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環を実現する。（指標：②③）
⑤ 文化芸術のグローバル展開の加速	5-1	世界の目線や潮流を踏まえた文化芸術のグローバル展開や海外での発信を戦略的に推進するとともに、文化面での国際交流の充実を図る。	① 文化芸術活動基盤強化基金による支援を受けた若手クリエイター等（育成対象者）のうち、国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等への出品・出演・参画などの件数 ② 国際的なアートフェアにおける日本のギャラリーの出展数（アートバーゼル） ③ ARTFACTアーティストトップ100にランクインした日本出身アーティスト数 ④ 日本と諸外国との文化交流が、両国の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながると回答する者の割合 ⑤ 国際文化交流の充実（定性評価の観点）	クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業（レビュー番号：新23-00522） 文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449） 東アジア文化交流推進プロジェクト事業（レビュー番号：0415） 国際文化交流・協力推進事業（レビュー番号：0419）	・世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター・アーティスト等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を通じた育成を弾力的かつ複数年度にわたって支援することで、若手クリエイター等の国際的活躍・評価の向上に資する（指標①） ・文化芸術のグローバル展開の推進では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化、国際交流の充実等に資する。（指標：②③） ・「東アジア文化交流推進プロジェクト事業」・「国際文化交流・協力推進事業」では、様々な国と国際文化交流・協力事業を実施することで、我が国の文化芸術関係者のグローバル化につながり、さらに多様な国との文化交流を通じて日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、文化面での国際交流の充実等に資する。（指標：④⑤）
	5-2	我が国が国際的に文化芸術面で影響力・訴求力のある、世界に開かれた文化芸術の拠点となること、我が国の有する文化芸術の国際発信の強化、インバウンド誘致の促進を目指す。	① 新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出（定性評価の観点） ② 国際的なアート市場に占める我が国市場規模の国・地域別順位 ③ 日本博への訪日外国人参加者数	文化芸術のグローバル展開の推進（レビュー番号：0449） 日本博を契機とした観光コンテンツの拡充 <日本博を契機とした観光コンテンツの拡充（国際観光旅客税財源）>（レビュー番号 国交省292）	・「文化芸術のグローバル展開の推進」のうち、新進芸術家海外研修制度では、新進芸術家海外研修制度で採用された研修員に実践的な海外研修を実現させ、国内外で活躍する我が国の著名な芸術家増につながることで、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材育成及び我が国の有する文化芸術の国際発信強化等に資する。（指標：①） ・「文化芸術のグローバル展開の推進」では、我が国アートのグローバル展開に資する事業や活字作品の海外展開への支援をすることで、我が国アートの国際的な露出・評価の増加及び文化芸術の国際発信強化につながり、さらに日本が文化芸術の発信拠点として国際的な地位を築くことにつながることで、我が国経済の活性化に資する。（指標：②） ・「日本博を契機とした観光コンテンツの拡充」では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化するることによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、インバウンド促進に資する。（指標：③）

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	出典	現状	目標値	目標値設定の考え方
⑥ 文化芸術を通じた地方創生の推進	6-1	我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化及び整備を着実に推進する。 令和4年の博物館法改正を踏まえ、文化芸術の価値を生かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野とも適切に連携し、地域に新たな価値を提供すべく、博物館の機能強化を図る。	①国立美術館・博物館の常設展入館者数 ②国立美術館・博物館の入館者満足度 ③(1)全国の博物館等の入場者数・利用者数 (2)東京都の博物館等の入場者数・利用者数(参考指標) (3)道府県の博物館等の入場者数・利用者数(参考指標) ④文化施設の機能強化の進展状況(定性評価の観点)	①②(独)国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構提出データ ③社会教育統計(文部科学省) ④- (定性評価の観点)	①2019年度396万人、2022年度298万人 ② ・国立科学博物館 2019年度98.1%(5日間のサンプル調査による参考値)、2022年度96.7% ・国立美術館 2019年度:企画展86.0%、常設展75.5%、2022年度:企画展87.0%、常設展82.1% ・国立文化財機構 2019年度:特別展83.4%、常設展84.9%、2022年度:特別展85.7%、常設展86.0% ③(1)2017年度約1.4億人、2020年度約0.7億人 (2)2017年度約1.2億人、2020年度約0.6億人 (3)2017年度約2490万人、2020年度約766万人 ④- (定性評価の観点)	①2027年度468万人 ②2025年度までの5年間(中期目標期間) ・国立科学博物館 90.0% ・国立美術館 企画展:85.6%、常設展:77.4% ・国立文化財機構 特別展:86%、常設展:83% ③(1)2027年度1.4億人 (2)参考指標につき目標値の設定なし (3)参考指標につき目標値の設定なし ④これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題に対応した多様な価値等を創造する取組が展開されるとともに、他地域への展開も進んでいる(定性評価の観点)	①コロナ前3か年の平均に対して1.1倍(「訪日外国人消費動向調査」より、2023年の訪日外国人旅行者による消費額が、2019年比9.9%増となることを参考) ②各法人とも前中期目標期間(2016年~2020年)以上の満足度を今期中期目標として設定(科博については前中期目標期間はサンプル調査のみであったため、9割以上としている)。 ③(1)コロナ後もブロックバスター型企画展が低調であることや、新しい生活様式に基づいて引き続き入場制限や混雑緩和措置を講じている状況を踏まえ、コロナ禍で落ち込み回復できていない現状から、コロナ禍前(2017年)の水準まで回復することを目指す。 (2)(3)参考指標につき設定しない。 ④- (定性評価の観点)
	6-2	文化芸術によるまちづくり、地域の文化資源の効果的な活用、伝統行事等の継承、地域の文化振興体制の構築・強化等を推進し、日本各地の多様な文化の振興、これらを通じた地域課題の解決や地域の活性化を図る。□	①文化政策の計画等を策定した都道府県数 ②劇場・音楽堂等の地域・社会貢献活動の実施状況施設稼働率 ③文化庁長官認定を受けた文化財保存活用地域計画の累計件数 ④地域の文化的環境の満足度	①地方における文化行政の状況について(文化庁) ②(公財)全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書」 ③文化庁調べ ④文化に関する世論調査(文化庁)	①2019年38、2022年40 ②2018年度48.9%、2021年度52.0% ③2019年9件、2022年96件 ④2019年36.4%、2022年31.9%	①2027年47 ②2027年度60.0% ③2027年180件 ④2027年60%	①全都道府県で策定されることを目指す。 ②劇場・音楽堂等が地域の文化拠点となるには、地域・社会貢献活動が重要となることから、これまでの増加推移から加速化させる観点で60%に設定。 ③現状も踏まえ、全国の約1割の市町村において策定を目指す。 ④半数以上が文化的環境に満足することを目指す。
	6-3	文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する。 新たな旅のスタイルの推進や高付加価値旅行者層を念頭に置いた政府全体としての観光需要の掘り起こし方策とも連携しながら、国際観光旅客税も活用し、新型コロナの影響により大きく打撃を受けた観光需要の回復を実現する。	①日本博への訪日外国人参加者数 ②日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合 ③文化観光推進法上で認定された拠点計画・地域計画において、各計画にて設定されている来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数の割合	①各事業者別実績報告書 ②文化庁調べ ③文化庁調べ	①2022年 約10.2万人 ②2020年6.02%、2022年24.5% ③2022年80%80-9%	①2025年 約31万人 ②2027年80% ③2027年80%	①万博本番年においては、全国展開するプロジェクトを拡充し、2022年度実績数の約3倍となる参加者数を目指す。 ②各地域における観光入込客数に関する目標値については、ほとんどがコロナ禍以前に各地域で設定され、コロナによる影響を想定していないものであるが、日本遺産による地域活性化のためには全体の8割程度は目標値を達成していることが望ましいため。 ③文化観光推進事業では、認定計画は基本的に計画期間が5年程度となっており、その多くが来年度で5年目を迎えるため、2027年頃には多くの既存の計画が既に計画期間を終え、今後認定が見込まれる新規の計画や2年目の計画の割合が増加するところ、認定計画が入れ替わる中で、全体の8割程度は目標値を達成するという高い水準を維持することが重要であるため。
	6-4	茶道、華道、書道、食文化その他の生活文化について、地域活性化や国際交流といった観点も含め、総合的な振興を図る。	①(食文化の定義の明確化・価値化の整備が進み)文化財登録された食文化件数 ②食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の数 ③調査研究事業が進捗している生活文化の分野数	①文化庁調べ ②文化庁調べ ③生活文化調査研究事業(文化庁委託事業)	①2022年10件 ②2022年度231件 ③2019年3件 2022年9件	①2026年度14件 ②2026年度416件 ③2027年15件	①②これまでの増加推移等をもとに設定。 ③概ね3年おきで、新たに3分野の調査に取り掛かる。

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	主な達成手段（インプット）	達成手段が目標の達成にどのように貢献するか（インプット→アウトプット→アウトカムの関係）
⑥ 文化芸術を通じた地方創生の推進	6-1	我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化及び整備を着実に推進する。 令和4年の博物館法改正を踏まえ、文化芸術の価値を生かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野とも適切に連携し、地域に新たな価値を提供すべく、博物館の機能強化を図る。	①国立美術館・博物館の常設展入館者数 ②国立美術館・博物館の入館者満足度 ③(1)全国の博物館等の入場者数・利用者数 (2)東京都の博物館等の入場者数・利用者数(参考指標) (3)道府県の博物館等の入場者数・利用者数(参考指標) ④文化施設の機能強化の進展状況(定性評価の観点)	独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費(レビュー番号:0462) 独立行政法人国立科学博物館施設整備に必要な経費(レビュー番号:0463) 独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費(レビュー番号:0464) 独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費(レビュー番号:0465) 独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費(レビュー番号:0466) 独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費(レビュー番号:0467) 博物館機能強化の推進(レビュー番号:0443)	・国立美術館・博物館等については、中期計画・年度計画に基づいて文化財や資料の調査・収集・保存・展示、または伝統芸能・現代舞台芸術の公演・研修・調査研究等の業務をおこなうことで、毎年度中期目標において定めた業務運営の目標を達成し、ナショナルコレクションの構築や多様な鑑賞機会の提供等を通じて、我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核たるナショナルセンターである国立文化施設の機能強化等を推進する。(指標:①②) ・「博物館機能強化の推進」において、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や館業務のDXや、多様な主体と連携して社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を支援することで、ネットワーク形成による博物館機能の強化が進められる。そのことで博物館に求められる多様化・高度化した役割に対応することができ、地域課題の解決や地域活力の向上に寄与することで、地域の文化拠点としてのプレゼンス向上に繋がり地方創生を推進するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在としての機能強化に資する。(指標:③④)
	6-2	文化芸術によるまちづくり、地域の文化資源の効果的な活用、伝統行事等の継承、地域の文化振興体制の構築・強化等を推進し、日本各地の多様な文化の振興、これらを通じた地域課題の解決や地域の活性化を図る。□	①文化政策の計画等を策定した都道府県数 ②劇場・音楽堂等の地域・社会貢献活動の実施状況施設稼働率 ③文化庁長官認定を受けた文化財保存活用地域計画の累計件数 ④地域の文化的環境の満足度	地方文化芸術推進基本計画の策定促進 地域文化振興拠点の強化のうち、劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業(レビュー番号:0407) 劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業(レビュー番号:0408) 地域文化財総合活用推進事業(レビュー番号:0436) 地域文化振興拠点の強化のうち、文化芸術創造拠点形成事業(レビュー番号:0407)	・地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定を国として必要な情報提供等を行うことで促すことにより、各地方の実情に即した文化芸術を推進する計画が策定され、文化芸術によるまちづくりや日本各地の多様な文化の振興に資する。(指標:①) ・「地域文化振興拠点の強化」のうち劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業及び劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業において、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や専門人材の育成、普及啓発活動を支援し、また全国の子供たちが本格的な実演芸術を鑑賞・体験する機会を提供することで、地域の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上、有効なネットワーク形成を図る。このことにより、地域の劇場・音楽堂等の自律的・持続的活動、地域に向けた文化の創造の水準や発信力の強化が行われ、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる機会を創出することに資する。(指標②) ・「地域文化財総合活用推進事業」では、地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画等作成支援を実施することで市町村における文化財保存活用地域計画の作成につながり、さらに認定地域計画を有する市町村が、未指定文化財を含む地域の特徴を示す文化財の把握を進め、地域社会全体で文化財を継承する計画・体制を構築することにつながることで、地域の文化振興体制の構築・強化の推進に資する。(指標:③) ・「文化芸術創造拠点形成事業」では、地方公共団体による文化芸術創造拠点形成への支援を実施しており、地域での文化芸術事業が増えることで、地域において文化芸術事業に親しむ人が増加し、それが自主企画事業の増加につながる。それによって、地域の特色ある文化芸術が振興され、居住する地域に関わらず文化的環境への満足度が高まる。(指標:④)
	6-3	文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)を推進することにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出する。 新たな旅のスタイルの推進や高付加価値旅行者層を念頭に置いた政府全体としての観光需要の掘り起こし方策とも連携しながら、国際観光旅客税も活用し、新型コロナの影響により大きく打撃を受けた観光需要の回復を実現する。	①日本博への訪日外国人参加者数 ②日本遺産認定地域における観光入込客数の目標を達成した地域の割合 ③文化観光推進法上で認定された拠点計画・地域計画において、各計画にて設定されている来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数の割合	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充<日本博を契機とした観光コンテンツの拡充(国際観光旅客税財源)>(レビュー番号:国交省291) 日本遺産活性化推進事業 文化遺産観光拠点充実事業(国際観光旅客税財源) 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン(レビュー番号:0458)	・「日本博を契機とした観光コンテンツの拡充」では、文化資源を磨き上げ、その魅力や強みを見える化することによって、参加した訪日外国人旅行者の満足度の向上につながる。それにより訪日外国人旅行者にとって訪れるべき魅力あふれる目的地として認知され、参加した訪日外国人旅行者数の増加につながることで、観光需要の回復に資する。(指標:①) ・「日本遺産活性化推進事業」、「文化遺産観光拠点充実事業」では、有識者委員会できりとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、日本遺産認定地域において、地域への経済波及効果を生む取組や受入体制の構築など総合的に取り組み、日本遺産による地方創生のモデル地域の構築・横展開を図るとともに、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、日本遺産を活用した地域活性化及び観光振興を実現する。(指標:②) ・文化拠点機能強化・文化観光推進プランでは、文化観光推進法の計画認定事業者等から申請のあった事業に対して、補助等により支援を行うことで、来訪者の満足度の向上、さらに、来訪者数の増加や地域内における経済波及に資する取組を促進し、文化についての理解を深めることを目的とする観光(文化観光)の促進につながることで、文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。(指標:③)
	6-4	茶道、華道、書道、食文化その他の生活文化について、地域活性化や国際交流といった観点も含め、総合的な振興を図る。	①(食文化の定義の明確化・価値化の整備が進み)文化財登録された食文化件数 ②食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の数 ③調査研究事業が進捗している生活文化の分野数	『食文化あふれる国・日本』プロジェクト(レビュー番号0441) 文化財保護対策の検討等(レビュー番号428)	・『食文化あふれる国・日本』プロジェクトでは、地域の食文化の文化財登録等のために、「食文化ストーリー」の構築等に対する支援や調査を行うことで、文化財登録された食文化数の増加や食文化の国民認知度の向上につながることで、食文化の継承に資する。(指標:①) ・『食文化あふれる国・日本』プロジェクトでは、「100年フード」等を通じた食文化のブランド化及び情報発信をすることで、食文化を用いた経済活動を行う自治体・団体等の増加等につながることで、経済活動等との好循環に資する。(指標:②) ・「文化財保護対策の検討等」では、生活文化調査研究事業により生活文化の各分野の現状や課題を把握し、調査結果に基づき、振興策や保護策の検討を行うことにより、生活文化に関連する分野について普及啓発や支援等を行い、総合的な振興を図る。(指標:③)

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点取組	NO.	目標	指標	出典	現状	目標値	目標値設定の考え方
⑦ デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	7-1	世界で急激に活用が進む新たなデジタル技術について、文化芸術分野において有効に活用するための方策や課題を整理、検討し、我が国におけるデジタル技術を活用した創作活動を振興するとともに、文化芸術のデジタル・アーカイブ化による保存・活用の促進を図る。	①創作、流通、鑑賞等の各機会における最先端のデジタル技術の活用状況（定性評価の観点） ②文化遺産オンラインへの情報掲載数及び訪問回数 ③国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国指定文化財等データベースにおける画像公開率） ④国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立博物館・美術館） ⑤国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑥国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立美術館） ⑦国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑧国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑨国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑩国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑪国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑫国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑬国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑭国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑮国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑯国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑰国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑱国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ⑲国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ⑳国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉑国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉒国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉓国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉔国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉕国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉖国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉗国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉘国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉙国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉚国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉛国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉜国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉝国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㉞国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㉟国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊱国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊲国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊳国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊴国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊵国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊶国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊷国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊸国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊹国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊺国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊻国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊼国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊽国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊾国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立文化財機構） ㊿国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立科学博物館） ㊿国民の文化芸術の間接鑑賞の割合	①-（定性評価の観点） ②文化遺産オンライン ③国指定文化財等データベース ④（独）国立科博博物館、国立美術館、国立文化財機構提出データ ⑤社会教育統計（文部科学省） ⑥人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援の実績 ⑦文化に関する世論調査（文化庁）	①-（定性評価の観点） ②2019年度26万5千件、200万回 2022年度27万5千件、450万回 ③2023年67% ④(1)2019年度219万件、2022年度247.5万件 (2)2019年度91%・53.8%、2022年度93%・68.2% (3)2019年度19%、2022年度30% ⑤2017年度296館、2020年度357館 ⑥2023年度2,400作品 ⑦2020年度77.8%、2022年度73.3%	①創作、流通、鑑賞等の各機会において、最先端のデジタル技術を活用した事例が創出されるとともに、複数分野への展開が進んでいる（定性評価の観点） ②2027年30万件、800万回 ③2027年100% ※信仰上の理由等、特別の理由のあるものを除く。 ④(1)2027年度287.5万件 (2)2027年度100%・80% (3)2027年度50% ⑤2027年度に実施館を2倍以上にする ⑥2027年約5,000作品 ⑦2027年度80%	①-（定性評価の観点） ②2021年までの3年間で掲載件数が約2.4%増加しているところ、それよりも高い伸び率を設定。 ③全件の画像公開を目指す（信仰上の理由等、特別の理由のあるものを除く）。 ④(1)標本・資料データベースについて、2027年度までに40万件（毎年度8万件）増加。 (2)メタデータは全所蔵作品を公開、画像公開についても取組を加速し、毎年2～3%の増加。 (3)Colbaseについて、活用頻度の高い所蔵品約8万点について集中的に画像公開を進める。 ⑤過去の増加数を加速させる観点で実施館2倍に設定（2017年度：296館→2020年度：357館）。 ⑥2024年度までに補正予算事業も含めて1550作品程度の集中的な収集を見込んでおり、2025年以降は年350作品程度の収集を目指す。 ⑦これまでよりも高い割合を目指す。
	7-2	DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策を推進することにより、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加が、新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」を最大化する。	①DX時代に対応した著作権制度構築にかかる取組状況（定性評価の観点） ②鑑賞や創作などの文化芸術活動の中で著作権について意識している人の割合 ③海賊版による著作権侵害の相談窓口への相談者の有益度指数	①-（定性評価の観点） ②文化に関する世論調査報告書（令和5年3月文化庁）	①-（定性評価の観点） ②2022年度46.0%	①DX時代に対応した著作権制度の構築にかかる取組が着実に進んでいる（定性評価の観点） ②2027年度60%以上	①-（定性評価の観点） ②測定開始時（2021年度）から現状までの増加分を上回ることを目標として設定。

【資料2】文化芸術推進基本計画（第2期）の進捗を把握するために活用する指標（案）整理表

重点 取組	NO.	目標	指標	主な達成手段（インプット）	達成手段が目標の達成にどのように貢献するか （インプット－アウトプット－アウトカムの関係）
⑦ デ ジ タ ル 技 術 を 活 用 し た 文 化 芸 術 活 動 の 推 進	7-1	世界で急激に活用が進む新たなデジタル技術について、文化芸術分野において有効に活用するための方策や課題を整理、検討し、我が国におけるデジタル技術を活用した創作活動を振興するとともに、文化芸術のデジタル・アーカイブ化による保存・活用の促進を図る。	<p>①創作、流通、鑑賞等の各機会における最先端のデジタル技術の活用状況（定性評価の観点）</p> <p>②文化遺産オンラインへの情報掲載数及び訪問回数</p> <p>③国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国指定文化財等データベースにおける画像公開率）</p> <p>④国指定文化財等のデジタル・アーカイブ化の状況（国立博物館・美術館）</p> <p>(1)国立科学博物館：標本・資料統合データベースのメタデータ数</p> <p>(2)国立美術館：所蔵作品メタデータ公開率・画像公開率</p> <p>(3)国立文化財機構：主に活用が見込まれる所蔵品（全所蔵品の約60%）のColBaseでの画像公開率</p> <p>⑤収蔵品のデジタル・アーカイブ化を実施している博物館数</p> <p>⑥舞台芸術のデジタル・アーカイブ状況（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援で収集した作品数）</p> <p>⑦国民の文化芸術の間接鑑賞の割合</p>	<p>文化芸術エコシステムの形成促進（レビュー番号：0448）</p> <p>鑑賞・体験機会等充実のための事業推進（レビュー番号0429）</p> <p>独立行政法人国立科学博物館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0462）【再掲】</p> <p>独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0464）【再掲】</p> <p>独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費（レビュー番号：0466）【再掲】</p> <p>博物館機能強化の推進（レビュー番号：0443）【再掲】</p> <p>人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業（レビュー番号：新23-00523）</p> <p>舞台芸術等総合支援事業（レビュー番号 0447）</p>	<p>・「文化芸術エコシステムの形成促進」では、「文化芸術のデジタル基盤強化・活用促進事業」で創出されたモデル事例が複数の文化芸術分野へ横展開され、その価値を高めることで、デジタル技術の利活用が更に進展する。（指標：①）</p> <p>・「鑑賞・体験機会等充実のための事業推進」の中で文化遺産オンラインの整備運営、国指定等文化財の詳細情報のデジタルアーカイブ化促進、さらに全国の博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブの取組支援等を実施しているが、これらによって、誰もがいつでも文化芸術に関する情報に容易にアクセスすることが可能となる。そのことが、国民が日本全国の文化芸術に身近に触れ、我が国の文化や歴史に対する理解を深める契機となり、文化芸術の継承や発展に資する。（指標：②③⑤⑦）</p> <p>・国立博物館・美術館において、所蔵品等のデジタル・アーカイブ化を実施することにより、文化芸術の保存・活用の促進が図られる（測定指標：④⑦）</p> <p>・「博物館機能強化の推進」において、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や館業務のDX等に取り組む事業を支援することにより、文化芸術の保存・活用の促進が図られる（測定指標⑤⑦）</p> <p>・「人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業」や「舞台芸術等総合支援事業（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援）」において、舞台芸術作品の収集・保存・公開（配信）、アーカイブ化などを行うことにより、文化芸術の保存・活用の促進が図られる。（指標：⑥⑦）</p>
	7-2	DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策を推進することにより、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加が、新たな創作活動につながるという「コンテンツ創作の好循環」を最大化する。	<p>①DX時代に対応した著作権制度構築にかかる取組状況（定性評価の観点）</p> <p>②鑑賞や創作などの文化芸術活動の中で著作権について意識している人の割合</p> <p>○海賊版による著作権侵害の相談窓口への相談者の有益度指数</p>	<p>著作権行政の充実（レビュー番号 0455）</p> <p>著作権施策の推進（レビュー番号 0456）</p> <p>著作権法制度の検討および施策の運用</p>	<p>・「著作権行政の充実」では、著作権紛争解決あっせん制度の設立、世界的著作権機関（WIPO）分担金の拠出により、著作権紛争の迅速な解決、海賊版対策をはじめとした国内外での著作権制度の整備を行っている。そのことが、クリエイターへの適切な対価還元等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（指標：①②）</p> <p>・「著作権施策の推進」では、普及啓発、著作権侵害への対策に関する取組等により、国民の著作権に関する知識の定着、海賊版対策に関する他国との協働、著作権者の権利行使の実行につながる。そのことが、著作物の公正な利用、著作権者の権利保護の推進等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（指標：①②）</p> <p>・「著作権法制度の検討および施策の運用」では、文化審議会等における有識者による著作権法制度・施策に関する検討や、その方向性を踏まえた制度の改善・著作権法の適切な運用により、権利保護と利用円滑化のバランスをとった政策を推進している。そのことが、著作物の利用によるクリエイターの対価の創出や増加等につながり、「コンテンツ創作の好循環」の最大化に資する。（指標：①②）</p>